

第3次

直方市環境基本計画

資料編

1. 直方市環境審議会

(1) 直方市環境審議会設置条例

平成14年12月18日
直方市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、環境行政の総合かつ計画的な推進について調査協議するため、直方市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 直方市環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 直方市の良好な環境の確保に関する基本的事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市の区域内の公共的団体等に属するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(令4条例11・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成19年12月14日条例第30号）抄

(施行日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 直方市都市計画審議会条例（昭和31年直方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則（平成22年12月10日条例第26号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月15日条例第11号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 直方市環境審議会委員名簿

※会長・副会長以下順不同

氏 名		所 属
会 長	依田 浩敏	近畿大学産業理工学部
副会長	魚住 隼人	直方市環境衛生連合会
委 員	松本 亨	北九州市立大学国際環境工学部
	宮園 祐美子	直方市議会議員
	仲野 照明	直方市自治区公民館連合会
	石橋 和彦	株式会社石橋製作所
	黒木 乙恵	直鞍環境整備事業協同組合
	橋本 晴美	直方商工会議所
	高田 敏春	一般社団法人エネルギーマネジメント協会
	仁田 純一	経済産業省九州経済産業局
	山田 將喜	国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所
	東郷 若奈	市民公募
	仲野 さゆり	市民公募
	吉峯 雅人	市民公募

2. 直方市環境推進委員会

(1) 直方市環境推進委員会設置要綱

平成15年9月25日
直方市告示第129号

(目的)

第1条 この要綱は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づく国の環境基本計画に沿って定める直方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）及びこの基本計画を実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）の策定、進行管理等を行うため、直方市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関すること。
- (3) 行動計画の進行管理、運営に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、企画担当課長、財政担当課長、総務担当課長、防災担当課長、商工観光担当課長、農業振興担当課長、土木担当課長、都市計画担当課長、学校教育担当課長、こども育成担当課長、文化・スポーツ担当課長、下水道担当課長、水道管理担当課長、水道施設担当課長、環境政策担当課長、循環社会推進担当課長及び消防本部総務担当課長の職にある者をもって充てる。

（令2告示55・令4告示48・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、環境政策担当課長をもって充てる。

3 副会長は、企画担当課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令4告示48・一部改正）

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(令4告示48・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成18年3月31日告示第74号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年4月26日告示第92号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年3月3日直方市告示第24号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年3月23日告示第44号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年3月22日告示第38号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成27年12月2日告示第227号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成28年8月30日告示第268号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成31年7月12日告示第173号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(令和2年3月27日告示第55号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月14日告示第48号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 直方市環境推進委員会委員名簿

※会長・副会長以下順不同

氏 名		所 属
会 長	平山 慎弥	環境政策課
副会長	山中 伸朗	企画経営課
委 員	高松 幸一	財政課
	手島 洋二	防災・地域安全課
	細川 貴文	商工観光課
	池田 朝二	農業振興課
	城丸 幸弘	土木課
	田辺 裕司	都市計画課
	石松 敏幸	学校教育課
	加藤 陽子	こども育成課
	長田 正志	文化・スポーツ推進課
	松田 欣也	下水道課
	竹下 俊幸	水道管理課
	山本 正光	水道施設課
	河村 隆志	循環社会推進課
	北島 聡	消防本部総務課

3. 直方市環境基本計画策定経緯

開催日時	会議名称	会議内容
令和5年1月19日	令和4年度 第1回環境審議会	● 環境審議会委員委嘱状交付 ● 会長並びに副会長選出 ● 概要説明 (直方市環境基本計画、直方市環境保全行動計画、直方市審議会) ● 第2次直方市環境保全行動計画の進捗状況報告 ● 重点プロジェクト報告 ● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）報告
令和5年9月1日	令和5年度 第1回環境審議会	● 委員の変更及び委嘱について ● 令和4年度基礎調査報告 市民アンケート調査結果 事業者アンケート調査結果 市民ワークショップ 温室効果ガス排出量の推計 ● 第3次環境基本計画骨子（案）について
令和5年12月12日	令和5年度 第2回環境審議会	● 委員の変更及び委嘱について ● 環境審議会への諮問について ● 第3次環境基本計画素案の審議
令和6年1月16日～ 1月26日	令和5年度 第3回環境審議会 (書面開催)	● 第3次環境基本計画素案の審議
令和6年2月1日～ 2月29日	パブリックコメント の実施	● 市報及びホームページに募集期間、意見提出方法等を記載 ● 基本計画(案)はホームページに掲載及び窓口での閲覧
令和6年3月15日	令和5年度 第4回環境審議会	● パブリックコメント結果及び諮問に対する答申について ● 環境保全行動計画の進捗状況について ● 保全行動計画の追記について

4. 直方市環境審議会の答申書

令和6年3月15日

直方市長 大塚 進弘 殿

直方市環境審議会
会長 依田 浩敏

直方市第3次環境基本計画の審議について(答申)

本審議会は、令和5年12月12日付直環第538号の諮問に応じ、慎重に審議した結果、別添のとおり環境基本計画（最終案）としてとりまとめたので答申します。

なお、本答申および審議過程において、各委員から出された意見等を十分に尊重し、第3次環境基本計画の理念に基づいた行動計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。

